

【表紙】

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書の訂正報告書                            |
| 【根拠条文】     | 金融商品取引法第24条の2第1項                         |
| 【提出先】      | 関東財務局長                                   |
| 【提出日】      | 平成20年9月24日                               |
| 【事業年度】     | 第55期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）           |
| 【会社名】      | 新光商事株式会社                                 |
| 【英訳名】      | Shinko Shoji Co., Ltd.                   |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 北井 暁夫                            |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区大崎一丁目2番2号                          |
| 【電話番号】     | （03）6361-8111                            |
| 【事務連絡者氏名】  | 管理部門統括 取締役 正木 輝                          |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区大崎一丁目2番2号<br>アートヴィレッジ大崎セントラルタワー13階 |
| 【電話番号】     | （03）6361-8111                            |
| 【事務連絡者氏名】  | 管理部門統括 取締役 正木 輝                          |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号）         |

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月24日に提出いたしました第55期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため当該有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

## 第4【提出会社の状況】

### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(8)＜省略＞

（訂正後）

(1)～(8)＜省略＞

#### (9) 取締役、監査役の責任免除及び社外取締役、社外監査役及び会計監査人との責任限定契約

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。また、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額としております。これは、取締役、監査役及び会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。